

四日市市教委告示第16号

笹川東小学校・笹川西小学校統合準備委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年7月18日

四日市市教育長 葛西文雄

笹川東小学校・笹川西小学校統合準備委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 笹川東小学校及び笹川西小学校の学校統合における、必要な諸事項及び課題等について検討及び調整を行うため、笹川東小学校・笹川西小学校統合準備委員会（以下、「統合準備委員会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 統合準備委員会の検討事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 統合後の学校（以下、「新校」という）の名称、校歌、校章及び校旗等に関する事
- と。
- (2) 新校の通学路の安全に関する事
- と。
- (3) 新校の施設整備に関する事
- と。
- (4) 統合に向けた交流行事及び記念行事等に関する事
- と。
- (5) 新校の教育内容に関する事
- と。
- (6) 新校のPTA組織運営に関する事
- と。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、統合準備に必要な事項に関する事
- と。

(組織)

第3条 統合準備委員会は、次に掲げる者の中から四日市市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が委嘱する委員により組織する。

- (1) 地域代表者
- (2) PTA・保護者会代表者
- (3) 学校関係職員

2 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める者を臨時委員として委嘱することができる。

(定数及び任期)

第4条 委員の定数は30人以内で構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から統合準備委員会の設置の目的を達成した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、統合準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じて、統合準備委員会の検討事項について、調査検討を行うための部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議は部会長が招集する。ただし、第1回目の部会は委員長が招集する。

(庶務)

第8条 統合準備委員会の庶務は、教育委員会教育総務課で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、統合準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

(教育委員会教育総務課)